

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
【本編】 Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（清算機関） Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅲ－１－３ 人的構成 （１）主な着眼点 清算機関の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品債務引受業を適正かつ確実に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。 ①～④ [略] ⑤ <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われていないか。 （２） [略] Ⅳ. 監督上の監督上の評価項目と諸手続（資金清算機関）	【本編】 Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（清算機関） Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅲ－１－３ 人的構成 （１）主な着眼点 清算機関の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品債務引受業を適正かつ確実に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。 ①～④ [略] ⑤ <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われていないか。 （２） [略] Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続（資金清算機関）

改正後	現行
Ⅳ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅳ－１－３ 人的構成 （１）主な着眼点 資金清算機関の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、資金清算業を適正かつ確実に遂行するに足る人的構成が確保されていると認められるか。 ①～④ [略] ⑤ <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われていないか。 （２） [略] Ⅴ. 監督上の監督上の評価項目と諸手続（振替機関） Ⅴ－１ 経営管理（ガバナンス）	Ⅳ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅳ－１－３ 人的構成 （１）主な着眼点 資金清算機関の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、資金清算業を適正かつ確実に遂行するに足る人的構成が確保されていると認められるか。 ①～④ [略] ⑤ <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われていないか。 （２） [略] Ⅴ. 監督上の評価項目と諸手続（振替機関） Ⅴ－１ 経営管理（ガバナンス）

改正後	現行
V－１－３ 人的構成 （１）主な着眼点 振替機関の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。 ①～④ [略] ⑤ <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われていないか。 （２） [略] VI. 監督上の監督上の評価項目と諸手続（振替機関） VI－１ 経営管理（ガバナンス） VI－１－３ 人的構成 （１）主な着眼点	V－１－３ 人的構成 （１）主な着眼点 振替機関の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。 ①～④ [略] ⑤ <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われていないか。 （２） [略] VI. 監督上の評価項目と諸手続（取引情報蓄積機関） VI－１ 経営管理（ガバナンス） VI－１－３ 人的構成 （１）主な着眼点

改正後	現行
取引情報蓄積機関の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、取引情報蓄積業務を適正かつ確実に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。 ①～④ 〔略〕 ⑤ <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われていないか。 （２） 〔略〕	取引情報蓄積機関の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、取引情報蓄積業務を適正かつ確実に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。 ①～④ 〔略〕 ⑤ <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われていないか。 （２） 〔略〕